会 議 記 録

会	議名称	杉並区子ども・子育て会議(平成30年度第2回)
日		平成30年9月20日(木) 19時03分~20時53分
場	所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出		佐々会長、徳田副会長、本郷委員、木野内委員、安藤委員、髙島委員、
	委員名	新妻委員、横川委員、中里委員、荒川委員、三浦委員、矢作委員、
席		吉田委員
者	事務局	子ども家庭担当部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、児童相談所設置準 備担当課長、保育課長、保育施設担当課長、保育施設支援担当課長、児童青少年課長、
	尹伤凡	子どもの居場所づくり担当課長、障害者施策課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当 課長、杉並保健所保健サービス課長
傍 聪	总者 数	0名
配		資料 1 平成 30 年度 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表
HL		資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿
付		資料3 杉並区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成29年度分)に係
資		る点検・評価結果について(案)
料		資料4 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省 令」の施行に伴う区の対応について(案)
等		資料 5 杉並区子育て応援券の見直しの基本的な方向性について(案)
·		資料 6 「杉並区子ども・子育て支援事業計画」【第二期】(平成 32 年~36 年度)
		の策定に向けた今後の取組について
		参考資料 1 杉並区総合計画·実行計画 (平成 31 年度~平成 33 年度) 改定案 (抜粋)
		参考資料 2 杉並区区立施設再編整備計画(第一期)第二次実施プラン(平成31
		年度~平成33年度)計画案(抜粋)
会議	 火第	1 開会
2 1432 9 17 17		2 議題
		(1)杉並区子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(平成 29 年度分)について
		(2)「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施
		行に伴う区の対応について (案)
		(3)杉並区子育て応援券の見直しの基本的な方向性について (案)
		(4)「杉並区子ども・子育て支援事業計画」【第二期】(平成 32 年~36 年度) の策
		定に向けた今後の取組について
		3 その他(報告事項等)
	. [.]======	
子育	て支援課長	平成30年度第2回の子ども・子育て会議を開会させていただきます。 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、子育
		本日は、おにしい中、お集まりいたださましてめりがとりこさいまり。私、丁月 て支援課長をしております福原と申します。本日は、よろしくお願いいたします。
		まず初めに、子ども家庭担当部長の徳嵩からご挨拶をさせていただきます。
子ども家庭担当		皆様、こんばんは。子ども家庭担当部長の徳嵩でございます。本日もどうぞよろ
部長		しくお願い申し上げます。
		6月29日の会議後、会議録の調整のための資料とあわせて、幾つか宿題になっ
		ていたことについて、委員の皆様に資料提供させていただきました。今後とも、委員の皆様に資料という。
		員の皆様からのオーダーにできる限り真摯に対応していく考えですので、どうぞよ
		ろしくお願い申し上げます。 本日は、子ども・子育て支援事業計画について、29 年度の取組の点検・評価や32
		年度以降の第二期計画の策定に向けた取組など、盛りだくさんな内容ですけれども、
		皆様の建設的なご意見よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきま
		す。
子育	て支援課長	引き続きまして、事務局から確認事項等をお話しさせていただきます。

まず、本日、欠席のご連絡をいただいております委員の方でございますが、公募 委員の福山委員、杉並区社会福祉協議会の井口委員、ぴっぴのもり保育園の上田委 員、株式会社チャイルド社の柴田委員の4名でございます。 現在、委員 17 名のうち 13 名の方が出席しておりますので、杉並区子ども・子育 て会議条例に規定いたします半数以上の出席となってございまして、定足数に達し ておりますので、ご報告をさせていただきます。 引き続きまして、資料の確認をさせていただきます。 事前にお送りいたしました資料として、まず資料1が、平成30年度の子ども・子 育て会議委員名簿及び席次表。 資料2といたしまして、子ども・子育て会議の事務局名簿。 資料3といたしまして「杉並区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成29 年度分)に係る点検・評価結果について(案)」でございます。 続いて飛びまして、資料6として「『杉並区子ども・子育て支援事業計画』【第二 期】(平成32年~36年度)の策定に向けた今後の取組について」。 それと、参考資料2つございまして、参考資料1として、杉並区総合計画・実行 計画(平成31年度~平成33年度)の改定案の抜粋。 参考資料2といたしまして「杉並区区立施設再編整備計画(第一期)第二次実施 プラン」の計画案の抜粋。 あわせまして、席上で配付をさせていただきました、資料5ということで「杉並 区子育て応援券の見直しの基本的な方向性について (案)」と、前回の平成 30 年度 第1回の会議記録。 また、事前に送付した資料の記載に誤りがございましたので、資料3の11ページ の部分と、資料4及び資料6を差し替え版ということで席上にお配りをしてござい ます。 過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 では、続きまして、事務局職員の変更がございましたので、ご報告をさせていた だきます。 資料2をご覧いただきまして、下線部がついております職員になりますが、7月 1日付で児童青少年課長が土田に変更となりましたので、一言ご挨拶をさせていた だきます。 児童青少年課長 皆様、こんばんは。今、紹介に預かりました、7月1日人事異動で新たに児童青 少年課長になりました土田と申します。 児童館、プラザ、学童クラブ、児童青少年育成委員会の業務等を所管しておりま す。どうぞよろしくお願いいたします。 子育て支援課長 それでは、この後の進行を会長にお願いいたします。 いろいろ差し替えの部分などありますけれども、ご説明いただく中でまたきちん 会 長 と聞いていただければと思います 今日かなりの内容と、ご説明いただく時間がかなり必要だということですので、 進行はそのようにさせていただきたいと思います。 では、議題1「杉並区子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(平成29年度分) について」事務局から説明をお願いいたします。 子育て支援課長 それでは、よろしくお願いいたします。座ったままで説明させていただきます。 平成29年度分の子ども・子育て支援事業計画の点検・評価につきまして、資料3 及び参考資料の冊子、参考資料1と参考資料2、こちらを使いまして、概略の説明 をさせていただきます。 まず、資料3をご覧いただきまして、こちら、1の「点検・評価の目的」でござ いますが、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て 会議の意見をお聞きし、毎年度におきます同計画の進捗状況を点検・評価し、必要 な措置を講じるために実施するものでございます。 今回の点検・評価におきましては、第1回の時にも若干ご説明をさせていただき ましたが、対象年度に必要とされる需要量に当たります「量の見込み」及び需要に 対する供給量に当たります「確保量」、これの計画値と実績値を単純に比較を行うと いうことだけではなく、対象となります年度にどのような取組を行って、それに対 してどのような実績や課題があったのか、さらに今後の見通しと対応の方向性をわかりやすくお伝えできるようにという視点から、資料の工夫をしてまいりました。

あわせまして、参考資料ということで、点検・評価で引用しました統計数値なども、あわせて資料上に記載をしてございます。

また、現在、区の総合計画・実行計画の改定及び区立施設再編整備計画第二次実施プランの策定を進めている段階にございますので、これらを使いまして、今後の3年間の区の取組がわかるように、関連する部分を抜粋いたしまして、別の冊子の参考資料ということでお配りをしております。

それでは、対象となります、事業の点検・評価結果につきまして、幾つかピック アップをしてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして3ページをご覧ください。

3ページは保育施設(認可保育所、認定こども園の長時間保育、地域型保育事業、 認可外保育施設等)でございます。

この事業におきましては、平成29年度の施設整備に取り組んだ結果、これが平成30年4月1日現在の実績ということとしてあらわれることになりますので、この項目では、平成30年度のところが太枠で囲んでおりまして、ここの部分の対象として評価をしていくというものになります。

(3) に実施状況ということで記載してございますが、平成29年度は認可保育所19所を初めとした施設整備を進めまして、大幅な保育定員等の増を図った結果、平成30年4月時点で「待機児童ゼロ」を実現することができました。

しかし、認可保育所等を希望しても入所内定に至らなかったお子さんが、申込者の約4分の1存在すること、また、当面は保育需要の増加が見込まれる、こういったことから、「待機児童ゼロ」を継続するとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整える必要があると考えてございます。

こういった認識のもと、参考資料1の総合計画・実行計画、こちらの15ページを お開きいただきまして、上段に1の「保育施設等の整備」というのがございます。

こちらに記載がありますとおり、認可保育所の新設、認可外保育施設の認可移行支援、こちらを3か年で2,120人分確保するといったことなど、必要な施設整備量をこの実行計画上でも盛り込んでいます。

資料3のほうにお戻りいただきまして、11ページをご覧ください。

こちら 11 ページでは「乳幼児親子のつどいの場」でございます。この 11 ページ は差し替え版としてお配りしたものがございます。そちらもあわせてご覧いただければと思います。

この乳幼児親子のつどいの場につきましては、つどいの広場、ゆうキッズ事業及び子ども・子育てプラザにおいて実施をしてございます。

まず、4か所ございますつどいの広場では、29 年度実績として、延べ2万 3,153 人の親子が参加をされました。また、40 所の全児童館で実施しておりますゆうキッズ事業、こちらでは、子育て支援団体や民生委員等の協力を得て、各種の乳幼児親子向けプログラムを実施し、延べ約38万人の親子が参加をされております。

また、子ども・子育てプラザ和泉、平成28年12月にオープンしておりますが、こちらでは、改修前の和泉児童館と比較し、1か月平均の利用が約4倍となってございます。

この資料の右側の「参考資料」という 12 ページの部分になりますが、こちらでは、こういったゆうキッズ、つどいの広場などの実績を地域別で分けまして、過去3カ年の実績をお示ししているところでございます。

今後はこういった地域別及び区全体の確保量について、また今後のニーズなども 踏まえながら、必要な調整等を図っていく必要があるものと考えてございます。

なお、今ご説明いたしました子ども・子育てプラザでございますが、平成28年度に開設しました和泉に続きまして、今年度、平成30年度には天沼と成田西に開設をしてございます。今後は、参考資料の2の冊子の5ページにあるとおり、平成31年度には下井草、平成32年度には高円寺に開設するなど、各地域に段階的な整備を進めていくよう計画改定案に盛り込んでいるところでございます。

また資料3にお戻りいただきまして、続きまして21ページをご覧ください。

21 ページにつきましては「病児保育」でございます。実施状況でございますが、 平成 29 年度については、2か所で延べ 2,837 人のご利用がありました。右側の 22 ページの参考資料にもありますとおり、病児保育の利用は年々増加をしてございます。

今後も区が保育需要に応じた保育施設の計画的な整備を推進することに伴う、病 児保育需要への対応が求められております。加えまして、現在の2か所のこの病児 保育室が区の西部地域と東部地域であることから、今後は地域バランスにも考慮す る必要があるものと考えてございます。

これらを踏まえまして、参考資料1の実行計画の16ページに「多様な保育サービスの推進」がございますが、こちらの3つ目の取組で「病児保育室」ということで、新規に2か所整備するよう考えているところでございます。

続きまして、資料3にお戻りいただきまして、25ページ「学童クラブ」でございます。

学童クラブにつきましては、区立の49クラブ及び2か所の民間学童クラブにおいて、適切な遊びと生活の場を提供してございます。

平成29年度の実施状況でございますが、需要増に対応するため、区立学童クラブにおいて、150人分の受け入れ枠の拡大を図ってございます。

この資料の(2)の「計画と実績」、こちらの平成30年度の③にあります差引欄を見ていただきますと、数字上、全体では345人分の余裕があるようになっていますが、本年4月時点では、20クラブで合計255人の待機児童が発生しております。

こういった状況を踏まえまして、平成30年4月に15人以上の待機児童が発生いたしました7つの学童クラブについて、平成30年度中に緊急対策を検討・具体化することとしています。

加えまして、他の学童クラブについても、今後の需要予測を踏まえまして必要な対策をとるということで、参考資料2の区立施設再編整備計画案の4ページに取組を掲げているものでございます。

また、学童クラブ事業に関連する取組でございます、小学校内における小学生の 放課後等居場所事業の本格実施校の拡大についても、こちらの計画案の中に盛り込 みまして、双方でしっかり対策をとっていくようにしております。

続きまして、27ページでございます。「子どもショートステイ」でございます。 本事業につきましては、乳児院1か所及び児童養護施設1か所で実施をしており、 平成29年度については、延べ588人の利用がございました。

今後でございますが、育児疲れや心身の不調、養育困難等の状況によります保護者の負担軽減と子どもの安全を図るため、引き続き本事業を適切に実施してまいります。一方で、現在、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態等によりまして、児童への虐待のリスク等の高いケースへの対応などが課題となっていることから、要支援家庭を対象といたしましたショートステイ事業を実施することといたしまして、参考資料1の実行計画改定案の11ページに、平成31年度からの新規事業ということで盛り込んでございます。

今回、全ての点検・評価事業の中から、主なものについてご説明をさせていただきました。ご意見、ご質問等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。あちらこちらに飛びながらに見えますけれども、ご質問などございましたら。

実績と評価ということも踏まえて、今後の課題も今後も見通しも含めてお話しい ただいたと思いますが、ご質問ございましたら挙手お願いいたします。

課題があることに関しては、先の見通しとして重点的、そのことは考えましたと示してくださっていたとは思いますけれども、よろしいでしょうか。

後でまた見ていただきながら、ご質問があればその後で。では、議題2の「『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令』の施行に伴う区の対応について」の案を、事務局からご説明願います。

保育施設支援担 当課長

それでは、保育施設支援担当課長の樋口から説明をさせていただきます。資料ですが、恐縮なのですが、本日、差し替え版ということで机上配付させていただきました資料4のほうをご覧になっていただければと思います。

こちらは「『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令』の施行に伴う区の対応について」ということで、案をお示しさせていただいてございます。

こちらの上記の省令なのですが、平成30年4月27日付で施行されているものに

なっております。最初にこちらの改正の趣旨と概要について、まず説明をさせていただきます。

大きく項目として2つございまして、1つ目は「代替保育の提供」について、2つ目が「食事の提供」についてとなっております。

まず(1)の代替保育ですが、代替保育と申しますのは、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、以下で「家庭的保育事業等」と表現させていただきますが、こちらの事業者が、職員の病気とか休暇等により保育を提供できない場合に、連携施設が提供するものとなってございます。

この連携施設ですが、本来、認可保育所、幼稚園、認定こども園に限られるという規定になっております。ただ、今回の改正については、連携施設以外の事業者であっても、代替保育を提供できるようにするといった趣旨になっております。

具体的な改正内容ですが、まず1つは、この家庭的保育事業等以外の場所で代替保育を提供する者として、小規模保育事業A型・B型及び事業所内保育事業の事業者を新しく追加するといった内容になってございます。

それからもう1つ、この当該家庭保育事業等が現に行われている場所のほうに保育士が来て、代替保育をするといったような場合について、上記の事業者と同等の能力を有すると認める者を追加することとなっております。

続きまして、2番目の「食事の提供」の部分についてでございます。

まず、改正の趣旨なのですが、現在、家庭的保育事業では、総じて自園調理が行われていないと。それから、自園調理が行われていない場合に、外部搬入が認められている規定があるのですけれども、この外部搬入が認められる施設も、幾つか連携施設ですとか同一法人、関連法人が行う保育事業所とか学校など、制限がございます。そういった状況がございますので、1つは、この自園調理を行わなくてはいけないという規定が今、猶予がされているところなのですけれども、その猶予期間を延長するということ。それから、当該の猶予期間中に関しましては、従来は認められていなかった、いわゆるこういったお弁当を搬入するような事業者からの外部搬入をさらに搬入元として追加をするといった趣旨で行われております。

具体的な改正内容ですが、1点目としては、この自園調理を行わなくてもいいという猶予期間を、今現在31年度末になっているのですが、こちらを36年度末まで、5年間延長するということが1つ。

2点目としまして、外部搬入ができる事業者として、従来認められていた者に加えて、保育所等から現に調理業務を受託している事業者のうち、区市町村長が適当と認める者。これは幾つかの条件、別紙の省令に細かく書かれているのですけれども、それを追加するといった内容のものになってございます。いずれも現在の基準を緩和するといった内容のものになっているものでございます。

これらに関する区の対応ということで、裏面をご覧になっていただけますでしょうか。

まず「代替保育の提供」について、現在、杉並区では、区立保育園1か所、阿佐谷南保育園になりますが、こちらで代替保育に必要な人員を配置して、現に代替保育の実施をしておりまして、現状として需要は満たされているところでございます。また、平成32年度からは、この1か所に替えまして、区立保育園7か所を中核園という形で指定しまして、この中核園のほうから代替保育を提供するといった方針でおります。

中核園については、この代替保育の提供以外にも、地域保育施設間の連携・情報共有など保育内容の向上等の役割を担うということも考えており、今現在につきましても、それから今後につきましても、代替保育については十分必要な量を確保できるような体制を整えているということでございます。したがいまして、あえて基準を緩める、広げるような改正は行う必要はないのではないかと考えているところでございます。

2番目に「食事の提供」についてなのですけれども、現在、杉並区のほうでは、 乳児に対して安心・安全な食事の提供をするということ、それから家庭的な雰囲気 の中で食育の推進をしていくという観点から、家庭的保育事業については、自園調 理を前提として公募・整備を進めてきております。このため、現在、区内の家庭的 保育事業を行っている事業所においては、全て自園調理が行われているところでご ざいまして、こうした区の考えにつきましては、事業者様のほうからも特段の意見・ 要望等は寄せられておらず、ご理解をいただいているところだと認識してございます。

したがいまして、あえて外部搬入をする事業者の基準を緩めて、範囲を広げる必要はないと。それから、保育の質を確保していく観点からも、今般の省令改正に伴う区条例の改正を行う必要はないと考えているところでございます。

なお、今般の国の省令改正の内容は、従うべき基準ということになっているのですが、今回の省令改正に合わせた条例の改正を行わないことで、むしろ区のほうとしては、基準を厳しく保っているということになりますので、国のほうからも、それは自治体のほうの判断で、条例改正を行うか、行わないかは決めていただいて差し支えないという回答を得ているところです。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。ご質問がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

区はしっかり対応しているので、安心だなとは思えるかと思います。他の自治体の場合には、ちょっと違うことが起こっている場合があるかもしれませんが、杉並区に関しては、国へも確認していただいたということになりますし、そのままでよろしいということですので、安堵するような対応だったかと思いますが。よろしいでしょうか。

では、次の議題のほうに移らせていただきます。

次が議題3「杉並区子育て応援券の見直しの基本的な方向性について(案)」について、事務局からご説明願います。

子育て支援課長

それでは、子育て応援券の見直しの基本的な方向性につきまして、本日、席上でお配りしました資料5を使いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、この子育て応援券でございますが、地域の中でさまざまな人とかかわりながら、安心して出産・子育てができるよう支援していくといったことを目的に交付をしておりまして、区民の皆様からも高い評価をいただいております。

当事業につきましては、平成19年度に開始をいたしましたが、この間、交付する額の変更や、無償券と有償券とあるのですが、この無償券と有償券の組み合わせの交付にするといったことや、こういったものの変更なども行ってまいりました。また、平成28年度からは、妊婦の方向けのゆりかご券や、多子世帯向けの多子券の交付といったものも開始をしてございます。

この間、サービス提供事業者数は、平成 19 年度 429 事業者であったのが、制度の 見直しを諮り、平成 29 年度、579 事業者という状況でございます。

こうした中、資料5にあります1の「見直しの目的」でございますが、改めて利用状況等を詳細に分析し、より使いやすい事業とするということとともに、受益と負担の公平性等を考慮いたしまして、必要な見直しを図りたいということでございます。

2番のところに「応援券の種類別の交付・購入時期と利用可能期間」の概要というものを記載してございます。

まず、無償券でございますが、ゆりかご面接終了後に窓口で交付をいたしますゆりかご券に始まりまして、出生届の提出に合わせて交付をする出生券、0歳から2歳については、それぞれ0歳児券、1歳児券、2歳児券を、毎年4月に一斉発送をしてございます。

また、有償券につきましては、0歳児券から5歳児券までございまして、4歳児券までは年3回、5歳児券については年2回購入することができます。

これらの券の利用可能期間でございますが、5歳児の有償券を除きまして、交付した年度の翌年度末まで、例えば今年度、平成30年度に交付した場合には、平成31年度末まで使えるといった有効期限を設定して、交付しているものでございます。

これまで応援券の分析を、さまざまやってまいりましたが、これまでの分析では、0歳児券、1歳児券などの券種別に、今の利用できる2年間でどのような利用状況にあったのか、どのように使われてきたのかといったことを中心に分析をするといったものが多かったのですが、今回は視点を変えまして、2番の表の縦になるのですが、0歳期、1歳期、いわゆる0歳のときにどのくらい使ったのか、2歳のときにどのくらい使ったのというようにより実態を踏まえた形で分析してございます。

この分析結果については、次の2ページに記載をしてございます。

2ページを見ていただきまして、3番「利用状況分析結果」でございますが、まず、この表の見方をご説明させていただきます。

まず、無償券の妊娠期、この時期に交付される券種としましてはゆりかご券がございますが、このゆりかご券を、出生届が出されるまで、要は簡単に言いますと、妊娠届を出されてから生まれるまでの間の妊娠期の期間にどのくらい使ったかということで、29.5%の方が利用され、利用された方は、年間で平均7,566円利用しているといったことをあらわしています。そして、この平均利用額7,566円以上の額を利用されている方が、利用されている方のうち、60.4%を占めているといったことをあらわしております。

同様に、出生時については出生券が交付をされますが、この出生券は出生届のときに交付され、次の0歳児券が出るまでの間にどのくらい使うかということで、37.6%の方が利用し、年間平均で1万1,774円の利用があったということをあらわしております。

この表の今の数値でございますが、先ほどご説明しましたが、有効期間が2年間ということがございますので、本来であれば29年度分の実績をお示しするのが直近になるのですが、29年度に交付した券というのが30年度末まで使えるので、今だとまだ半分しか実績が出ないということがありますので、一番直近で正しい数値というところで、28年度の実績を上の欄に記載をしてございます。

下の括弧の中ですけれども、その前の 25 年度から 27 年度の 3 年間、これの合計を 3 で割りまして、 1 年間の平均ということで比較ができるように記載をしています。

また、右側のところに「主な利用サービス」欄というのを設けてございます。この「主な利用サービス」欄につきましては、券種ごとに利用されたサービスを多い順に記載をしてございます。

この結果を見ていきますと、無償券の部分ですが、0歳期から2歳期については、順位に違いがありますものの、「特定施設での一時保育」、「親も子も楽しむ交流事業」「インフルエンザの予防接種」こちらがトップ3ということで利用されているということがわかってまいります。

次に、下の表が有償券になりますが、無償券の交付がなくなります3歳期から5歳期の方を見ますと、人口に占める購入者の割合、左から3つ目の欄になりますが、こちらを見ますと、人口に占める購入者の割合が高くなっているといったところがわかってまいります。

また「主な利用サービス」という部分では、特に今回3歳、4歳、5歳の有償券のところでは、お子さんが幼稚園に通われている場合と保育園に通われている場合というところで比較をしてみたらどうかといったところからやってみたのですが、幼稚園利用の方については「特定施設での一時保育」が一番多いのですが、こちらが割合としては47%、続いて「親も子も楽しむ交流事業」が22%となってございます

一方、保育園利用の方はどうなのかといったところなのですが、一番多いのが「親も子も楽しむ交流事業」が36%、次いで「インフルエンザ予防接種」が25%となるなど、実際の応援券を利用されるということで見ても、幼稚園利用の方と保育園利用の方では、利用するサービスにも違いがあるといったところが一例としてわかるなといったところも見えてまいりました。

これをもとといたしまして、3ページでございますが「集計結果の主なポイント」ということでまとめてございます。

まず、(1)のゆりかご券では、交付を開始しましたのが平成 28 年度になりますので、1年間の結果ということになるのですけれども、この結果から見ますと、未利用者が多いという状況がございますので、より詳細に分析をして、さらに検討していく必要があるものと考えてございます。

また、利用者の平均利用額を見ますと、交付額1万円でございますが、約76%が利用されている、7,600円が使われているということでございますので、この交付額の1万円ということには一定の妥当性が認められるものと考えてございます。

次に、(2)の出生券でございます。この出生券の交付でございますが、先ほどご説明いたしました出生届を出されたタイミングで交付されるということとなりますので、例えば4月に出生券をもらった方については、次の0歳児券というのが翌年の

4月にもらえるので、出生券として1年間使えますといった状況がございます。

極端な例になりますが、3月に生まれた方については、3月に出生券をもらって、翌月になりますと次の0歳児券が来るということで、1か月しかないといったように、同じ出生券をもらうということであっても、利用できる期間というところに差が出ているといったところもございます。

これに加えまして、0歳児以上の券に比べまして、出生券は未利用者の割合が高いといったことも見えておりますので、出生券、0歳児券、この両者の関係を整理する必要があるのではないかといったところの課題意識がございます。

次に、(3)の0歳児券から(5)の2歳児券でございますが、利用者数は交付者数のおおむね80%となっておりまして、平均利用額についても交付額2万円のおおむね80%となっております。

また、平成28年度に開始いたしました多子券については、おおむね85%の利用があり、平均利用額もおおむね80%となっているといったことから、一定の利用があるということも読み取れてまいります。

次に有償券でございますが、無償券も同時に交付されます0歳児から2歳児については、各歳児の無償券を利用された方の30%~35%、要するに無償券をもらったのだけれども、まだ足りないので有償券を買いたいといった方が30~35%いらっしゃるといった状況になります。また、3歳児から5歳児については、人口に占める40~45%の人が利用されているといったところの状況がございます。といったことから、必要とされる方からには多く利用されているのだなといったところも見えてまいります。

こういった集計結果を踏まえまして、4ページに「見直しの基本的な方向性」ということを記載してございます。

方向性といいますか、検討の視点といった部分も強いかと思いますが、まず①ですけれども、先ほどお話ししましたとおり、出生月によりまして出生券の利用期間に差があるということ、また、他と比べまして未利用者の割合も高いといったところから、出生券と0歳児券をより使いやすくするために、例えば券を統合するといったことや、利用状況を踏まえて、交付額、今、出生券が2万円、0歳児券が2万円ですが、どういう額がいいのだろうかといったところについても検討が必要なのではないかと考えております。

次に②として、1歳児券と2歳児券についてです。こちらはそれぞれ交付額2万円なのですが、もう一度2ページを見ていただきまして、1歳児券でいきますと、平均利用額が1万6,266円、2歳期でいきますと1万5,829円、約1万6,000円の利用があるといったところで、2万円に対して多く使っているといったところが見えてまいりますが、一方で、一番左の欄に未利用者の割合、券もらったのだけれども全く使っていませんといった方の割合を載せているのですが、1歳期でいきますと23.9%、2歳期でいきますと19.8%の方もいるといったところから、全く使っていない未利用者の方を含めて考えたときに、交付額というのはどういうふうなものがいいかといったところについて、こういったところについても考えていく必要があるのではないかといったところもございます。

次に、③としまして有償券でございますが、有償券については受益と負担の公平性を図るといったところから、今ご説明いたしましたこの①②の検討内容とあわせて、例えば今、1冊1万円で2冊まで買えるといったことを限度としていたり、1冊3,000円で1万円分買えますという制度なのですが、こういった購入額といったことも妥当性としてどうかといったところも、検討が必要なのではないかというところの視点を持ってございます。

また、最後「その他」の部分ですけれども、ゆりかご券でございますが、まだまだ始まったばかりではございますが、利用を促すために、引き続き平成 29 年交付分の利用状況をより詳細に分析を行っていくということとあわせまして、交付者に対しますアンケートを実施しながら、今後の対応策を検討してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。

会 長

ありがとうございました。ご質問などございましたら、挙手お願いいたします。

委員

詳しくご説明いただいて、応援券はもう平成19年から、これだけやっているのだなと思いながら伺っていたのですけれども、詳細に分析していただいて、お子さんの各年齢でどれだけ違うかというのはわかったのですけれども、1つ、分布を知りたいなと。それぞれの分布がないと、平均利用額と出していただいても、例えばゆりかご券に関して未利用者が多いということで、多分、今の妊婦さんは本当にフルで働いてお休みに入られて、使う時間もなくてという方も多くて、多分、私、助産院のお手伝いをしたりとかさせていただいて、いろいろなお話を聞いていると、使う人はマックス使って、使わない人は全然使わないという二極化は見えているので、それを考えると、7,566円という年間の平均利用額が持っている意味がちょっと見えにくくなってしまうかなというのがあったので、もし分布みたいなところもあると、そのあたりの利用されている方のプロフィールが見えてくるのかなというところで、また分析されるときに見えてくることもあるのかなと思いました。

あともう1つ、同じように平均より分布があるといいなと思ったのが、3、4、5歳期のところ、幼稚園と保育園で分けてお示しいただいていて、それぞれで内容として使うことが違うということがすごく詳しくわかってとてもいいなと思ったのですけれども、多分、幼稚園の方はマックス使っていて、保育園の方は使い切れていないのだと思うのですね。例えば保育園の方、2番目「インフルエンザの予防接種」ということなので、多分、お子さんが2回受けるにしても何千円かという感じですし、大体聞いていると、やっぱり「足りないのよね」と言っているのは幼稚園のお母さんで、「使う場所がないから結局使わない」と言っているのは保育園のお母さんだったりということで、ここで利用の内容について細かく分けていただいたというのがあるので、それぞれに分けて、例えば平均利用額というものがもし出せるものであれば出していただくと、またそこも見えてくるのかなと思いました。以上です。

子育て支援課長

それではご質問に対して、幾つかお答えをさせていただきます。

まず、ゆりかご券でいきますと、分布という表現が合っているかはわからないですけれども、1万円もらっていて、1万円前後を使っている方というのが、28 年度でいきますと、交付者に対して46.10%の方が全額使っていますという状況になります。全く使っていないといった方については、37.74%ということになります。あと、その間については2%、3%というような状況で、それぞれ分布しているかな思っています。

あと、補足としてお話ししますが、今回、先ほどもご説明しましたが、券種ではなく、各年度の利用状況を見ておりますので、ゆりかご券については妊娠中も使えますが、産後も使えますので、妊娠期でどのくらい使ったかなという見方をするとこうなりますということになります。特に妊娠期使えなかったという方で、産後使っているという方も当然いらっしゃるのは、現状としてありますが、今回の視点はそういったところから見てきたといったところでございます。

あと、幼稚園と保育園の利用のされている方の平均利用額ですね。ちょっと今手元に資料が、集計できていない部分もあるかもしれないので、またお調べして、そちらについては、お答えさせていただければと思います。

会 長

ほかにございますか。

委員

私、毎回、ここでもほかでもお願いしているのですけれども、ゆりかご券は、私も結構、保育園のお母さんも多いので、いつも「使えない、使えない」「もらっても使うところがない」と。インフルエンザには使えるけれども、今おたふくは、1回目は区から助成があるのですね。幾らか払わなければいけないのですけれども。2回目に関しては全くないのですね。2回目は今、テレビでやっている朝の番組、あれもおたふくの後遺症で難聴になって、おたふくの後遺症の難聴はもう治らないのですね。どんなに治療しても治らないので、一生ものなので、やっぱり2回、今、必要と小児学会でも推奨しています。ただ、それは定期になっていないので、有償なのですね。だからそういうところに使えればもっと使えるし、お母さんのためにもなると思うので、インフルエンザだけでなくて、おたふくとか、それからほかの予防注射にも使えれば、非常に喜ばれると思います。ですから、使い道をもうちょっと考えていただきたいと。

以前はマッサージにすごく使って、私も本当に、前に子どもが歩いていて、全然

関係ない子どもなのですけれども、「あ、ちょっと、ちょっとお母さん」。私、お母 さんと呼ばれたのですけれども、「お母さん、お母さん、マッサージしていきません か」と。私もびっくりして、「いや、私、この子関係ないのです」と。今、お母さん でも、おばあさんでも、マッサージは以前できて、そんな勧誘もあったような時代 があって、それはもうなくなったのですけれども、そのかわりに、マッサージに使 えなくなって、結構余ってしまって、使えないお母さんがすごく多くて。「とにかく 先生、これ、おたふくとか予防注射のときに使えるように何とかしてください」と いう要望が多くて。私は「幾ら私たちが医師会で言っても聞いてくれないから、お 母さんたちが区に直接電話をするなり、メールをするなり抗議して」と言うのです けれども、やはりもうお母さんも忙しいのか、そういうところがなかなか出ないも ので、もういつもこういう場、ほかの場でもお願いしているのですけれども、なか なかその辺は聞き入れてくださらないので、ぜひそれをお願いしたいと思います 子育て支援課長 今回、見直しに当たっては、やはりより多く使っていただくといったところの視 点はあって、どういったサービスで使うのがいいかというのは考えなければいけな いなと思っているのですが、一方、何でも使っていいですよということで緩めてし まうのではなくて、本来の目的に沿ったという視点から考えて、どういったサービ スに使っていただくのがいいかといったところは、しっかりと見ていかなければい けないなと。それは今年に限らず、毎年度そうだと思うのですけれども、その時代、 時代に合わせて、どういったサービスに使うのがいいかというところは、見ていく 必要があるだろうなと思っています。 今の予防接種のおたふくのお話もお伺いしましたけれども、ちょっと今、この場 でどうと言える話でもございませんので、参考にさせていただきながらまた考えて まいりたいと考えてございます。 委 員 大事だと思いますから。 子ども家庭担当 ご意見、ありがとうございます。 4 ページにも書かせていただいたのですけれど 部長 も、28年度だけの分析にとどまっているということもありますが、交付者数の70% が使っていないというのは、ちょっとどうするのかという感じがあるのですね。そ のため、29 年度の分析も引き続き行うとともに、交付者の方々に私どものほうから アンケートを行って、今後の具体的な検討の参考にしていきたいと思っています。 長 会 ありがとうございます。 保育園の場合は、月曜日から土曜日までご利用の方多いですよね。そうすると、 休日利用があんまりできないということはないのかなという感じがしますので、利 用できる曜日とか時間とか、そういうことを、インフルエンザとかおたふく風邪の 関係はまた別のこととしてというのは、いつでもということでしょうけれども、ち ょっとその辺のところを、分布といいますか、使える範囲というか、利用の時間、 それによって利用率が下がるということはあり得るのかなという気がします。幼稚 園のほうが率、高いですよね。土曜がお休みであったり、いろいろ使い勝手が時間 的には。開所時間の関係や、そういうことによっても違うかなと思いますので、そ の辺のところも、29 年度のところを見ていただいたり、今ある利用する場所の時間 とか、そういうふうなことについてということで見ていただくと、多少、分布の状 況とか、もう少し見えてくるのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思い ます。ありがとうございました。 では、そのほかございますか。 先ほどおっしゃったように、これからアンケートを実施されるということで、使 委 員 われなかった方のなぜ利用しなかったかというのを、ぜひ聞き取りをしていただき たい。 アンケートは回収がなかなか難しいと思うのですけれども、例えば我々の会のお 母様は、お子さん生まれて、病弱で入退院がずっと続いている場合、大体うちの会 では3歳ぐらいまでは入退院続いて、なかなか健康な生活が送れないというと、交 流事業にもいけないですし、インフルエンザの予防接種もなかなか受けられなかっ たり、一時保育なんかはましてやということもあるので、そういうことも実は利用 できない事情としてあると思うのですよね。だからこれは、健康なお子さんのマジ ョリティのためにあるサービスになってしまうと思うので、ちょっとフレキシビリ ティがあるといいなと思います。

例えばなのですけれども、私の話でいくと、下の子どもが入院しているときに一番困ったのは上の子の預け先だったのですね。上の子を預けるのに非常にお金がかかった。そういうところに利用できたりすると非常に助かっていたのですけれども、そこを制限されてしまうと、また利用する場所がなかった、一切利用する目的がなかったのですね。そういう事情も拾っていただけるとありがたいなと思います。 子ども家庭担当 ありがとうございます。今回のアンケートは、委員から言っていただいたとおり、使っていらっしゃらない方も含めて、率直なお声を聞きたいと思っています。その上で、大切なことは、きちんと分析したり声を酌み取って、サービス提供事業者の皆さんと共有していくことと考えます。そして、事業者と一緒にサービスの

会 長

す。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

では、各委員のご意見も含めて、今後の検討を進めるよう、よろしくお願いいたします。

あり方を考えていくことができるようにこれまで以上に努めていきたいと思いま

では、次にまいりたいと思います。次の議題「『杉並区子ども・子育て支援事業計画』【第二期】(平成32~36年度)の策定に向けた今後の取組について」事務局からご説明願います。

子育て支援課長

それでは、資料6の席上にお配りしました差し替え版と別紙1を使いまして、平成32年度から36年度を計画期間といたします、杉並区子ども・子育て支援事業計画の第二期の策定に向けた今後の取組について、ご説明をさせていただきます。

まず、1の「国の通知等」でございますが、別紙1でおつけしておりますが、本年8月24日付で『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』が通知をされてございます。

本日、この内容についての説明については省かせていただきますが、今後こちらに記載がございます考え方を参考としながら、具体的な算出方法等を検討していくということとなります。

また、国通知の2つ目の「○」の部分、いわゆる基本指針でございます。これにつきましては、現在、国において改正作業が進められておりまして、今年度末までに公表される予定となってございます。この基本指針に沿いまして、今後計画をつくっていくということになりますが、そちらの柱となる部分を今、国で検討しているといった状況でございます。

これを受けまして、2番として「今後の主なスケジュール」、現時点での想定となりますが、スケジュールを組んでみました。

今回のこの第二期の子ども・子育て支援事業計画の作成に当たりましては、これまでと同様に、昨年も行いましたが、利用希望把握実態調査を実施する必要がございますので、今後12月にかけて調査票の検討を行ってまいりまして、その間、委員の皆様にも送付させていただいて、意見聴取も行わせていただきながら、調査票をまとめてまいりたいと考えてございます。

その後、年が明けまして、1月から2月にこの検討しました調査票を使って調査を実施いたします。

そして、3月から年度明けまして4月にかけて、調査結果の集計・分析等を行ってまいります。

その後、5月から9月にかけまして、この調査結果に基づきます量の見込みとそれに対する確保量、及び確保策の推進等に当たっての基本的な考え方を検討してまいります。

この間、予定といたしましては5月及び7月、この2回にわたりまして、子ども・子育て会議の委員の皆様に基本的な考え方や調査結果をお示ししながら、意見聴取をさせていただきたいと考えております。

その後、10 月になりましたら、こういったものを踏まえて第二期計画の素案といったものを決定し、この素案に対しまして、また当会議におきまして報告をし、意見聴取をさせていただきます。

こちらでいただきました意見等を踏まえまして、11 月には第二期計画の案を決定し、これをもちまして、12 月には区民等の意見提出手続、パブリックコメントを実施し、1月にはこのパブリックコメントの結果に対しての修正案をまとめてまいりまして、この修正案に対して、また当会議で報告し、意見聴取を行い、平成32年2

	月には第二期計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。
	ニーズ調査等なかなかタイトなスケジュールにはなっているのですけれども、来
	年度にかけて、こういった流れでしっかり取り組んでまいりたいと考えてございま
	すので、よろしくお願いをいたします。
	以上でございます。
会 長	ご説明いただきました。ご質問などございましたら、挙手をお願いいたします。
	ないようなのですが、このとおりにやっていただければということになるかと思
	いますが、よろしいでしょうか。
	「同時進行的に、これは 32 年度以降のことですよね。今 29 年度が終わった段階で、
	30 年度と 31 年度は残っているということですから、その間のこともやっていただき
	ながら、同時にその先のことを、ということになるかと思いますので、ご苦労だと
	思いますけれども、よろしくお願いいたします。
	では、ご意見などございましたらどうぞ。大丈夫でしょうか。
委 員	ちょっと戻ってしまうのですけれども、学童クラブの確保量に対して、実際には
	待機児童が出てしまったということなのですが、資料3の25ページになりますけれ
	ども、量の見込みとそれに対する確保量というのは、あくまでも未就学児のことで
	しょうか。それとも、学童クラブも含めてということでしょうか。
児童青少年課長	小学校区に原則として学童クラブがおおよそあるわけですけれども、各学校によ
	って人数というか希望というか、そういった差がございますので、全体としては、
	見込み量に対して確保量が確保されておりますけれども、各地域によって確保して
	いる学童クラブ、そこに差が出ている、待機が出てしまっているというような状況
	でございます。
委 員	では、それの調整も踏まえての調査、それから計画ということになるのでしょう
女 只	した。これのの調査の国またでの調査、これののの計画ということになるのでしょう。
	^^。 私が申し上げたいのは、ここ数年、区の方が非常に努力されて、保育園等の待機
	児童がなくなってきて、その子どもたちが成長してきて、当然、学童クラブに行く
	ので、今度は学童クラブの問題が深刻化するというのを懸念して、この委員も何人
	もそうおっしゃっていると思うのですけれども、そこに対する対策というのをあま
	り具体的に聞いていない。民間に委託するということは計画としては聞いているの
	ですけれども、きちんと量の調整が行われるのかどうかということに対して、どの
	ようにお考えなのかなと思いまして質問しました。
児童青少年課長	今おっしゃられた量の見込みにつきましても、また確保量につきましても、私ど
	もは推計に基づきまして計画を立てていくわけですけれども、今回、参考資料。
会 長	資料3の25と26ですか。
児童青少年課長	今回、追加で参考資料の2として、区立施設再編整備計画等を今回、31年度以降
	の計画の中でもお示しをさせていただいているのですが、学童クラブのほう、先ほ
	ど来お話がありました小学校の中に移転するというような計画、また、機能を移転
	した後の児童館を活用して、学童クラブのほう整備は進めてまいりますので、その
	中で確保していきたいなと計画を立てているというところでございます。
会 長	今の資料としては、参考資料2のところの1から以降のところでしょうか。その
X	2ページ目のところについて、お話しいただいたのでしょうか。
児童青少年課長	全ご質問がありましたのは、参考資料のほうの2ページのほうから。
会 長	2ページのほうですね。
児童青少年課長	それの中で、計画化を進めてまいりたいと今、案をお示しさせていただいている
	というところでございます。
会 長	先ほどのご質問と対応関係としてご納得いただけたのかどうかというところにな
	りますけれども、大丈夫でしょうか。
委 員	なぜこんなことをしつこく申しているのかといいますと、我が息子が学童クラブ
	通っていまして、待機が出ているので、必ず利用は何時までとか、今うるさく言わ
	れるのですね。その現状を課長が御存じかどうかというのを。もういろいろ母親は
	言われていまして、実際に息子の同級生でお母様、障害児とか支援級に通っている
	お子様であっても、もう満たなければ出てくださいと。来年は通えませんと言われ
	ているのですね。困ったと言っているのですよ。入れない、どうしようと。では、
	放課後等デイサービス通うかと。でもそれも日数が制限されている。どうしよう。
	1 муник и $7 + 7 = 27$ же 7 и со СОСИООН ЖИЛШРКСИОССТОО СУСКУО

		切実な問題をいろいろ聞いているものですから、ついついどうなのでしょうねと、
		ちゃんとみんな入れるのでしょうかというのをしつこく聞きたくなってしまいま
		す。それからまた、質の確保ですよね。
児童青	青少年課長	現場の声、私のほうにも届いておりまして、今後とも、しっかりと現場の声を聞
		きながら、質の確保も含めて、しっかりやっていきたいと思っています。
	家庭担当	学童クラブの待機児童対策については、先ほど担当課長からご説明申し上げた、
部長		きちんと受け入れ数の拡大を図るための取組を着実に進めていく考えです。
		一方で、学童クラブ以外の居場所として、区立小学校内で実施する小学生の放課 後等居場所事業の拡充をしていきたい。そうすることで、そのご家庭の状況だとか、
		お子様の状況に即して、選択できる環境を整えていくように取り組んでいるところ
		です。
委	員	私は学童の話はあんまりよくわからなかったのですけれども、今の障害児の方が
		学童に入れるところと入れないところとあると。
委	員	点数が足りないと、障害児であっても。
委	員	点数ということですか。
委	員	ご両親の働いている就労状況です。学童は。
委	員	就労点数で障害児の場合には、やはりそのあれということなのですか。
委	 員	はい。
委	員	あと1つだけいいですか、会長。すみません。
会	 長	もう1つおありだそうです。
	X	
委	員	申しわけございません。ちょっと1つだけ加えておきます。
		前回の子ども・子育て会議で、児童青少年課長に質問させていただいた件なので
		すけれども、今回、担当が変わられたので、この会議でシェアさせていただこうと
		思うのですが、実は不登校児の居場所として、学童というものが1つ選択肢として
		あったのですね。 学校へ行かない子が行く場所というのが、非常に今少ないのです。さざんか教室
		とかもあふれかえっていて、順番待ちなのですけれども、学童だけでも子どもたち
		が交流する場として行かせてほしいとリクエストしたときに、学童から断りがあっ
		たのですね。校門から一歩でも中へ入ってからでないと、学童に来てはいけません
		ということで。そんなはずはないというふうにおっしゃったのですけれども、実際
		に実は私の息子は経験しまして、来てはいけませんということで、1年半通えなか
		った時期があったのですね。学校にも学童にも。
		そういった意味でも、そういったルールとか、子どもを受け入れる場所として学
		童が開かれた場所であるということが周知されていないというのは、ちょっと残念なことでしたので。それを区の課長のほうにもその当時訴えたのですけれども、「そ
		なことでしたので。それを区の蘇皮のはりにもその自時訴えたのですりれども、「そ んなはずはないはずだからもう1回交渉してみてくれ」と言って、直談判したらや
		一つぱりだめだったのですね。もうそこであきらめてしまったのですけれども、そう
		いった事情も実はあるということを、ちょっとここでシェアさせていただきたいと
		思います。
		「そんなはずはないはずだ」と前課長はおっしゃっていたので、この会議で「で
		はそれを確かめてください」と申し上げたのですけれども、課長が担当変わってし
		まいましたので、申し上げておきます。
1	の居場所	前回のときお話、それで私と児童青少年課長でお受けしました。それで、実はち
委) 担当課 <u>長</u> 員	よっとその件について、後ほど個別にご説明させていただきます。 すみません。今の学童に関して、もう1点だけいいですか。
会	 長	追加ですか。
委	 員	いいですか。すみません。
<i>女</i>	×	ぐいてすが。すがよせん。 今の学童の件に関して、関連してなのですけれども、今、全体として保育園とか
		学童、要するに増えてくる子どもたちの居場所をどうするかということがこの会議
		の大きな問題だと思うのです。
		もちろん杉並区でもいろいろ考えていただいて、保育園増やしていただいたり、
		学童もこれから放課後居場所事業等やっていただくということなのですけれども、

やっぱり心配だというお母さんたちが、保育園とか、あとそれから、保育園にやっと入れたのだけれども、学童は入れないかもしれないということで、ただ、質もとても心配をされていて、どうしてもこういう会議ですと、数字であるとか、何人が入れる、入れないだけで、数字にしかどうしても出てこないのです。

子どもですので、大人ではありませんし、居場所というのは親がいない間に小さい子どもたちがいる場所ということで考えていくときに、1点ちょっと、最近お話を聞いて心配かなということが2点ほどあって。

放課後居場所等というのがどういった形で運営されるのか私もわからないのですけれども、何となく他区とかほかのところで、校庭だけ開放していて、シルバーさんみたいな人がいて、いたのか、いないのかとか、子どもがどこに行ったか、帰った、帰ってないとか、あとけがをしたとか、どれくらい見てくれるのか、そういうのが全然よくわからないとか、あと、DVDを流しっぱなしにして放っておいて、もちろん放っておいているわけではないのでしょうけれども、もう50人ぐらいいる中に2人ぐらいしかいなくて、実質放っておいて、何か問題があっても全く介入できないみたいなことを、他県や他区で、今実際に始まっているところのお話を聞いて、とても心配されているお母さんがやっぱりぽつぽつといらっしゃるので、もちろん質のことを考えていただいているとは思うのですが、どうしても手がいっぱい、もう場所がないということが優先になってしまうので、決めていくときに、そこをとても大切に、大変だとは思うのですが、お願いしたいということ。

あと、今、児童館の中に学童が入っていることが多くて、それが今後、学校の中に入っていく方向性だと思うのですね。最初の施設再編でもそういうふうになっていましたので。

そのときに1つ心配なのは不登校のお子さんであるとか、登校渋りのお子さんが一定数、珍しい話ではなくなっていているときに、今は、例えば学校外にある児童館に、ほぼ近隣の子が来ますけれども、ほかの学校の子も混ざっていることが多いのです。

あとそこの中に、学童と契約はしていないけれども、一般として学童に来なくてもいい子が児童館利用で自由に遊びに来る子たちがいて、いろいろな混ざり方をしているのですが、学校の中になってしまうと、例えば学校に行けない子が、せめて学童だけといって、もし今のお話のように受け入れていただいたとして、同じメンバーだったり、会いたくない友達ばっかりで、同じ学校の子、1つの学校という居場所、もともと昔の地域で学校は子どもの居場所なのだから、そこに全部入れてしまえばいいやみたいな乱暴な、乱暴ではないのですけれども、どうしても居場所の場所の確保としてそうなっていくのは仕方がないのですが、子ども一人ひとりがいなければいけない場所になりますので。

いろいろなこと、想定外のことが起きてきたときに、やっぱりフレキシブルに対応できるような遊びの部分というか、ルールの緩いところをつくっていただかないと、やっぱりそのうち、学校の中の学童には行けないから、ではどこか場所をと、永遠に居場所、居場所、居場所となっていってしまうと、とても寂しいですし、子ども同士が1つのゲージの中に種類別に入れられていくような、ちょっと怖いなと思うところもあるので。

これは細かい質問ではないのですが、ぜひそういった声が結構ぽつぽつある、「うちの子あそこ行けないのよ」と言って学童をお休みする、やめたという話もぽつぽつ聞きますので、今児童館の中に入っているのでさえそういう話を聞くので、そういったことも、ちょっとご面倒なのですが、心を砕いて対応ができるような緩い部分をつくっていただけたらいいかなと思って、お話しさせていただきました。すみません、長くなりました。

子どもの居場所づくり担当課長

今、放課後等居場所事業のもろもろのお話いただきまして、ありがとうございます。今、本格実施しているところが2校ございます。区の中には和泉学園と、あと杉二小で実施してございます。

例えばルールなのですけれども、まず受付をして、まず子どもたちが来たら、こちらのほうの受付簿を職員の対応する者がチェックをして、帰るときも必ずチェックをして、そういった形で必ず子どもたちが、自由には来ていただきますけれども、きちんと帰ったかというところはチェックをしてもらうといったところで、児童館と同じようなイメージです。児童館のほうも一般来館で来ていただいたときには、

帰るときにもまた退出のチェックをしていただく。そういったことはしっかりと取り組んでございます。

あと、怪我とかのお話もございました。怪我とかも当然ながら、発生すれば、職員でそちらのほうはしっかりと対応していくといったルールもしっかりと基準も設けてございます。

また、あとは学童との交流とか、そういったお話もございました。そういったところも、学童クラブに入っている子どもたちとの、例えば一緒になって校庭で遊ぶとか、あとは交流の事業とか、いろいろプログラム、そういったこともやって、いずれにしてもそういったいろいろな子どもたちが交流できるような場、それとあと、ほかの学校のお子さんも登録ができます。こちらのほうを実際に使っていただいている、例えば私立の子とか、そういった子も実際に今、参加していただいて、そういった交流とかも深めてといったところで、いずれにしても、いろいろなところでそういった子どもたちの交流もそうですし、安全面もそうですし、そういった質の部分につきましては、しっかりと確保してございます。

和泉学園の実績で申し上げますと、今、平日は大体、和泉児童館のときよりも、約2倍ぐらい使っているのですね。あと、子どもたちのほうからも、学校にいながら、やっぱりそこに行けば約束しなくても友達と会えるとか、あとは保護者のほうからも、皆様のほうからも、やっぱり学校にいるということでちょっと安心感があるのですね。移動しないでそのままいるということで。あとさらに言うと、保護者会とかそういったときに一緒にいられる、帰るときに一緒に帰れるとか、そういったいろなメリットのお話を聞いてございます。

そういったところで、本当に今、和泉学園と杉二小のほうでも、かなりの子どもが使ってございますので、ぜひこちらの放課後等居場所事業、先ほどいろいろ学童クラブの待機児童の話もございました。そういったところの1つの受け皿的な部分でも、こちらを活用していただいている部分もございますので、こちらのほう、これから計画の中で10か所進めてまいりますが、ぜひ使っていただきたいなと思っています。使っていただければ、皆さん本当によかったといつも言っていただいていますので、ぜひご利用いただければと存じます。

児童青少年課長

今、学校になじめないお子さんのお話がございました。いろいろなところから聞こえてくる中で、子どもの居場所が最優先で、どこがいいのかなということで、学校に行けない、また、抵抗があるというようなお子さんいらっしゃるのかなと思っています。児童館だけでそういった居場所を受けとめるだけではなく、これまで教育の分野とも連携をしながら、いろいろやってきたということがございます。

確かに学童の中で、これまで学童も、学校の中で既に10何クラブの実績はございますけれども、そういった中でも、そういった学校の中でやっている学童の中で、そういった声が直接私のほうには届いてはおりませんけれども、今後そういった何かがあったときに、どうやっていこうかというのはなかなか難しい課題だなとは思ってはおります。子ども・子育てプラザのほうは、乳幼児向けの施設とは言いながらも、そういった子どもの受け入れのほうも行っていきたいとは思っていますけれども、そういった中も含めて対応していきたいなとは思っています。

会 長

ありがとうございました。

29 年度の点検・評価のところに戻りながらということでのことで、さまざまなお子さんがおられるということについて、学童クラブ等だけでは、という内容についてのことで、今、現状のことについてとか、これからの方向についてお話しいただきました。ありがとうございました。

この議題のところでは、32 年度からの計画のことについてということでご説明いただいた部分ですけれども、このスケジュール関係ですね。もとに戻りますけれども、先ほど課長のほうからご説明いただいたようなスケジュールということで、実施してよろしいでしょうか。

よろしいですね。

では、了承いただいたということで、そのところで進めさせていただきたいと思います。

それでは、その次のことで「その他」というところでよろしいでしょうか。「その他」にご報告事項等ございましたら、事務局よりよろしくお願いいたします。

子育て支援課長 「その他」としましては、次回の開催の件、1点だけお伝えをしたいと思います。 次回、第3回の開催でございますが、年明けの1月を予定してございます。皆様、 大変お忙しい時期かと存じますので、なるべく早目の時期に調整させていただいて、 通知もさせていただきまして、皆様にご参加いただけるようにしてまいりたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。 長 会 ありがとうございます。 では、そのほかは。今のスケジュールについては、先ほどの、これからのスケジ ュール表にのっとってということでの中での、次回の会議ということでありました。 皆様方のご参加をできるだけいただけるような調整をさせていただければと思いま では、これで一応議題としては終わりになりましたでしょうか。 何かご意見とか、何か追加ございましたら。先ほど来、本当にいろいろ戻りつ、 いろいろな中身のことで、今日の差し替え部分もございましたので、後でまた見て いただきながら、疑問点とか何かございましたら、また届けていただけるというこ とがあればよろしいかと思います。 すみません。もう終了なので、手短に。1点、学童の、委員と委員がおっしゃっ 委 員 ていて、児童青少年課長さんが交替したということで、本当に私も子どもを学童に 通わせているのでちょっとあったのですけれども。 こちらに来て伺っていると、学童がさまざまなお子さんを受け入れているのだと いうことを、本当に勉強になって、それだけ学童はすごく大変、私は普通に通わせ ているだけの一利用者だったのですけれども、負っているものがたくさんあるなと いうのをすごく感じていまして、前回も申し上げたのですけれども、利用者として は、いい質のある児童館、学童であってほしいと思いつつ、現場の職員の先生方の ことを考えると、いや、大変だなと、本当に思っています。 なので、もし今後これについていろいろご報告いただくときに、例えば質の保証 ということになると、例えば職員の方を増やすですとか、そういった具体的なこと、 今この予定で、放課後の居場所事業をスタートしていますとか、そういう計画もい ただいて動いているなというのは感じるのですけれども、保育園のときには具体的 に職員の方をこれだけ増やすのにこれだけ予算をとっているとか、数字だけがいい わけではないのですけれども、割と具体的に「ああ、そうなのだ」というものをい ただいていたような気がするのですね。その部分ができれば付随してお話を伺える と、ちょっと安心というか、職員の方のぜひ現場の声も聞いていただきたいと思い ますし、そのあたり、ぜひまた次の会議でお聞かせいただければと思っています。 もう1つ、全然別件になるのですけれども、産後ケア事業の話を今日ちょっと、 すみません、手短にお話ししたいと思いながら、どこでカットインしていいかわか らず、ここまで来てしまったのですけれども。 区内のいろいろな助産院さんで産後ケア事業を始めているところもたくさんあっ て、最近では産後うつということで、1歳までのお母さん、産後1年かな、自殺が 一番、数として自殺でというのが、亡くなった方の中で割合としては多いというこ とがメディアにも取り上げられたりしているのですけれども。 実際に産後ケアの事業に入られた事業者さんとか、助産師さんとか、いろいろな 方に伺うのですけれども、やっぱり継続性がないということをすごく問題意識に持 っていらして、中野はたしか3回まで継続して受けられるとか、世田谷はもう箱物 を大学と連携して持っていらしたりとか、割と早く動かれているのですけれども、 現場の方がおっしゃっているのは、やっぱりそういった方と継続性を持って、関係 性を築いていって初めてケアになるということをおっしゃっているのですけれど も、今、行政のほうからお話があって受けた方というのは、大体1回きりだったり、 心配だけれどもそれ以上は踏み込めなかったり、要するに、関係性ができて初めて いろいろなことができてきて、いろいろな話ができて、子育ての入り口に寄り添え

るという、それがやっぱり今はなかなかできなくて。しようがないのですけれども、キャンセルということもやっぱり多くて、「キャンセルです」で終わりになってしまって、経営面からいくと、いわゆる東京都の最低賃金に満たないようなことが当たり前だよねということもお話されているというふうに聞くと、すごく大事なことなのだけれども、なかなかそれが、子育ての大事な一歩のところの支援としてはすごく大事なのだなと思うのですけれども、つながっていくという芽がちょっとまだ見

えていない。

そこで事業者さんが、ちょっと難しいでしょうと撤退してしまったら、せっかく 杉並は応援券ですとかいろいろなことで先鞭をとってきた区でもあると思うので、 非常にもったいないなと思うのですね。

なので、ぜひ事業者さんの声も聞いていただいて、ぜひ継続的にケアができるような仕組みをつくっていただけたら。ちょっと私もまだそこは不勉強で、いろいろ皆さんのお話聞きながら、どうなのだろうなということで参加させていただいている身でもあるので、お話できればと思うのですけれども、割とぽつぽつそういう話を伺っているので、ぜひ子育ての最初のお母さんたちを、間接的にですけれども、応援していきたいなという気持ちはあるので、ぜひせっかくの制度なので、長期的な視点でお考えいただけたらなと思います。

以上です。すみませんでした。

子ども家庭支援 担当課長

子ども家庭支援担当課長の笠のほうから、少しお話しさせていただきたいと思います。

ご意見ありがとうございます。産後ケア事業につきましては、うちの区として切れ目なく支援していくということで、今、5か所の医療機関や助産院等にご協力いただいて対応しているところです。

この前の報道がありましたように、産後うつの予防や対応はとても重要なこととと考えております。今、妊娠中からゆりかご面接ということで妊婦さんとお会いしているのですけれども、その中でも予期しない妊娠や経済的な問題、ひとり親家庭など、いろいろなご相談等がございまして、少しでも早くお会いして、かかわっていくということに努めているところです。

その中で、産後ケアは先ほどお話あったように、今、対象者を要支援家庭ということで決めているものですから、他区ですと、希望のある方は皆さん受けていただくようなサービスがあるので、そういったものは子育て応援券事業の中にはあるのですけれども、費用のことなど、いろいろなご要望をいただいているところです。

一番大切だと思っていることは、切れ目なく支援を、1か所ではなくて、この区の中にあるいろいろな支援機関等がつながって支援していくことがすごく大切だと思っています。

先日、要保護児童対策地域協議会という中で、周産期部会という産婦人科の医療機関や助産院など、妊娠期からのいろいろな事業にかかわっていただいている方に集まっていただきまして、3年ぶりに開催しました。そこで産後ケアの取組の現状ですとか、子育て応援券事業者の方にもお話いただきました。この地域の妊婦さんたちが困りごとや、支援が必要かということのお声をいただきました。

まだ、1回しかしていなくて、先日は行政からの説明がほとんどだったので、次は今、お話いただいたような産後ケアの事業所の皆様ですとか、いろいろな方にご意見聞いて、杉並区の中、関係機関みんなで、その他、地域に住んでいらっしゃる先輩のお母さんたちも含めて、ネットワークをつくっていくことが大切ですし、産後うつの予防や対応など、切れ目なく支援していくかということを考えていく必要があると思っております。

今日いただいた意見とても大切にしながら、産後ケア事業だけではなくて、産婦健診なども、全体的な事業の支援の仕組みについても、充実していきたいと思いますので、いろいろご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

長くなってしまってすみません。

児童青少年課長

学童クラブの質の向上についてのご質問がございました。これまでも質の向上ということで我々のほうも取り組んでいる中で、どういった具体的な内容のものが次回お示しできるかというのは、中で考えたいと思いますけれども、一例で申し上げますと、委託をしている学童クラブにつきましては、モニタリングということを年2回行っているほか、利用者の保護者の方からのアンケートを年1回とるような形で、状況、質の確認している。そういった取組もしておりますので、次回どういった形で資料をお示しできるか、事務局と一緒に考えたいと思っております。

委 員

今の産後うつのお話なのですけれども、産後うつ、非常に小児科でも問題になっていまして、私、一応、小児科の専門医を持っていて、それからもう1つは、地域総合小児科医療という専門医を持っているのですけれども、それは杉並区に一人しかいないのですけれども、その専門医で一応、小児科の中で集まって勉強会があっ

て、やっぱり産後うつは、1か月健診は今、小児科ではなくて、産婦人科でやっているのですね。産婦人科でやると、産婦人科の先生はそれなりに赤ちゃんを診て、お母さんを診るけれども、やはり気持ちのフォローができないので、その1か月健診を何とか小児科に持ってこられないかと。そうすれば、私たちはお母さんの顔と、赤ちゃんとのその状態を見て「ああ、このお母さんはちょっと危ないな」と思えば、そういうお母さんに沿っていけるのですね。だから、何とか1か月健診を小児科のほうに持っていきたいと、今、小児科学会でも少し動かしているのですけれども、なかなか産婦人科が手を離さないもので、それが非常に難しいことで。

それからもう1つ、保健師さんが回ってくださって非常にありがたいと思うのですけれども、保健師さんにもやっぱりすごく差があって、お母さんを激励することもあるし、それから激励が逆になることもあるし、例えば母乳にしても、母乳が出ない人はどうやったって出ないのですね。だけどそれを、母乳マッサージすればいいとか何とか言うと、お母さんは自分の責任でそうなってしまっているのではないかと、またそこで落ち込むことが多いのですね。だけど、やはりそれはとても、私たち小児科から見ていると、そうではないと言えるから、それはフォローできるので、もしそういう困った事例があれば、そういう方は送ってくだされば、それなりに違う面から、また違う角度からフォローもできるので、そういうこともあるのではないかと思うので、もし悩んでいることがあったら遠慮なくおっしゃってください。それなりのいろいろあるので、そのときは遠慮なくどうぞおっしゃってください。

子ども家庭支援 担当課長

小児科の先生からこういったお話いただけて本当にありがとうございます。さまざまな方がいらして、私どももすこやか赤ちゃん訪問で、育児のことや産後うつのスケール等をきっかけにいろいろお話しさせていただくのですけれども、保健師だけではもちろん支援し切れないところもございますので、助産師ですとか、小児科の先生方とも相談しながら支援していくことが大事だと思っていますので、今後も、地域総合小児科医療のことなど、どういう動きがあるのかなどもお聞きして、いろいろご相談させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

委員

話し合っていかないと、なかなかわからないことが多いので。

子ども家庭支援 担当課長

ぜひよろしくお願いいたします。

委員

8月に送っていただいた資料の中に、保育の質の確保に向けた取組で、前回の会議のときに保育の質で巡回をしていただいているときに、どんなことが出ているのですか、聞きたいというお話をしたら、送ってくださった中にあって、とても取りまとめてあって、それはなるほどねと思いながら、でも思わず笑ってしまうことばっかり書いてありましたけれども、例えば質に向けた取組で、30年度もそうですけれども、心理職も保育士も、それこそこんなに何回も回って、29年もそうですけれども、今年度も予定されていますが、回っている方たちが、こういう内容を聞き取っていらっしゃるのですかと思ったところが、とても不思議だなと思いました。

ただこれは、訪問のポイントが「危機管理を重点項目として保育内容等を点検」と書いてあるので、本当に危機管理なのというところがとてもあって、本当に皆さんお読みになったと思いますけれども、これ「保育の内容どこを点検?」と思います。つまりそのぐらい巡回してくださっていたって、保育内容までを把握とか、それは難しいことなのだなというのが、本当にこれを見てよくわかりますので、それは感想ではありますが、ただ、前回のときにそういう取りまとめたものを見たいと言った私だったので、ありがとうございますということとともに、こういうことなのねという感想です。

会 長

ありがとうございます。今のですね。

保育施設支援担 当課長

ご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年度の4月から6月までは、新規開設園を中心に回らせていただきまして、日常の保育の中で事故防止とか、安全対策とか、危機管理の視点を中心に見させていただいたというところでございます。

当然どの園にも園長さんとか、それなりに経験のある方はいらっしゃるかと思うのですけれども、それをさらにサポートする形で、区のほうではより経験のある園

長経験者等が回って、いろいろ気づいた点があれば指摘をして、また年3、4回、 場合によってはもっと回りますので、次回どういった改善がなされているのか、あ るいはなされていなければ、さらにより注意をということで、根気強く取り組ませ ていただいているところでございます。 委 員 今の保育の質について、巡回指導のことについてなのですけれども、他区のお話 です。でも、杉並区でも同じようなことがあるかなと思って、お話しいたします。 とても丁寧に見なければいけないお子さんを保育園で保育をしていて、本当に 日々模索して、どうしたらいいのだろうと試行錯誤しながら、先生たちは悩み、悩 み、この子のためにどうしたらいいのだろうと格闘しているわけですね。それで巡 回に来て、数時間見て、それで「何とかしてください」「もっとコミュニケーション をとるようにしてください」と言われてしまう。「はあ?」という感じで、もう本 当に怒っていました。だったら2、3週間、毎日一緒にいてみてよと。それからい ろいろ指導してほしいなということを、もう本当に声を大にして言っていました。 たったその場面を見ただけで、指導ということを言われたときに、一生懸命頑張 っている先生たちは心が折れてしまうので、保育の質を高めるというのでしたらば、 やはりもっと丁寧な指導をしていただきたいなと思いました。 숲 長 ありがとうございました。 保育所の点検とか保育の質の点検、今、学童保育もそうですし、さまざまな子ど もたちがいるところの0から5歳児さんまで、幼稚園ももちろん3歳児さんからも ダブリもいますし、それから学童保育はもっとですけれども、それぞれ、杉並区の 場合には、杉並の保育の質というものはこういうものだということでお話があった かと思うのですが、新規園の場合には、一番最初はやっぱり安全点検というところ で多分なさったのだろうと思うのですけれど、そこは、第一段階はこういうことと か、今回行ったところではここの段階のところで点検して、そこで課題がこうあっ た。だからその後、ここのところに段階性としてそこを伝えていかないと、質のア ップにはつながらないというようなことが出てきてしまうと、保護者としてそこの 園に入園したということであった場合には、ちょっと心穏やかではないですよね。 レベルが低いのではないかということになりますので。 第三者評価として園に、評価機関に行ったりした経験があるのですが、最初の初 期段階で、大変厳しいポイントでさせていただいたのですが、見る側のほうとして は、大変なチェックポイントを持っているのですね。でもそのことを、そこをチェ

第三者評価として園に、評価機関に行ったりした経験があるのですが、最初の初期段階で、大変厳しいポイントでさせていただいたのですが、見る側のほうとしては、大変なチェックポイントを持っているのですね。でもそのことを、そこをチェックして、そこのところでまずいなということがあったときに、何とかやっていこうとするためのガイドがないと、めげてしまうだけになってしまうということになりますので、杉並の保育の水準ということがあるとしたら、地域の場合には、当然これがないと、地域で解消したということがあるとしたら、地域の場合には、当然題は即刻変えていただかないとだめだとか、それに対しての添付資料としてはこういうことがあるので、それをもうちょっとということで、問題疑義があった場合には、早急にまた点検していくということで積み重ねていかないと、なかなか難しいことであろうと思うのですね。

保育のレベルのことについて言うと「え、これなの?」というようなことというのは、この間の資料や、そういうことでも、こちら側としても気づいたことがあるのですが、質を確保しているというところで取り組んでおられるということについて、もう少しわかるようにイメージしていただくとか、というふうなことがあると違うのかなと思います。

保育士も保健師も、いろいろな専門職として、していらっしゃる方たちは、それぞれやっぱりレベルの高い方と、そうではない方との差というものはやはりどこかにあったりしますので、何とかそれを縮めながら、縮めると言うと変ですが、やっぱりレベルアップする、ボトムアップをしていかないと、よりよい保育ということにもつながりませんし。

結果的にそこに行きたいと思った人がそこに行けなかったこともあるし、行ったところでもどうであったかということもありますので、質のチェックというものについてはかなりシビアにというか、大変なちゃんとしたスケールを持ってチェックしていただいて、そういうようなことで図りながら、そこをよりよくしていくためのやり方というものを導いてくださるといいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど示されたように、次のスケジュールがタイトになっておりますけれども、 事務方のほうもそのことで進めていただくためのご努力ということがおありかと思 います。 実際にそれぞれの場において、保護者として子どもを託している側の方々も、い ろいろなところでいろいろな思いをお持ちだと思いますし、今ご意見いただいたこ とということが、それぞれまた反映されていくかと思いますので、どうぞよろしく ご検討いただければと思います。スケジュールにのっとって動いていくということ ですので、事務方のほうは本当にご苦労だと思いますが、どうぞよろしくお願いい たします。 今回は一応、議事進行に関して、何とか9時前に終わらせていただけたような感 じですので、ありがとうございました。 次回は、1月中には会議があるということですので、この進行表に従ってという ところでとり行われると思います。どうぞよろしくお願いします。 またご意見がございましたら、フィードバックしていただけるといいなと思いま す。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 一言ございますか。 産後うつについて、民生委員も主任児童委員も、十分に研修を受けて寄り添う、 委 員 お母さんの側に立って支援するということをやっておりますので、活用していただ けたらと思います。 それから虐待のことについても、こちらは議題にないですけれども、いろいろな 情報を子ども家庭支援センター、それから児童相談所に提供しております。だけれ ども、子ども家庭支援センターからは、その後のことはもう教えていただけなかっ たりするので、その情報を上げたのだけれども、そこで終わってしまうような。「わ かりました」「そうなの」と言って、終わってしまうような印象を民生委員は受けて いるのですけれども、昔は子ども家庭支援センターがなかったときは、児童相談所 と一緒になって、捕り物帳のような感じで、すごい一緒に活動していたのですけれ ども、ちょっとそういう面で、民生委員が割と活動が後退したというか、近所のお じさん、おばさんのほうが、よっぽど困っている家庭に対していろいろなことをし てあげられる立場にあるのではないかなと思うことさえあるのですね。なので、民 生委員も主任児童委員も連携を密にして活用していただけたらと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 会 長 雨が降っているかどうかがわからないのですけれども、気をつけてお帰りくださ いますように。ありがとうございました。